

藤沢市議会定例会議案

2021年（令和3年）9月1日提出

目 次

議案第 3 3 号	藤沢市スポーツ都市宣言について	1
議案第 3 4 号	財産の取得について (災害備蓄用簡易トイレ処理袋等)	2
議案第 3 5 号	財産の取得について (災害備蓄用毛布)	6
議案第 3 6 号	工事請負契約の変更契約の締結について (藤沢聖苑北側斜面地対策工事)	9
議案第 3 7 号	市道の認定について	1 1
議案第 3 8 号	市道の廃止について	1 3
議案第 3 9 号	指定管理者の指定について (藤沢駅北口路上自転車駐車場)	1 5
議案第 4 0 号	藤沢市市民センター条例の一部改正について	1 7
議案第 4 1 号	藤沢市市税条例の一部改正について	1 8
議案第 4 2 号	藤沢市高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために 必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改 正について	2 1
議案第 4 3 号	藤沢市市営住宅条例の一部改正について	3 0
議案第 4 4 号	藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部改正について	3 1
議案第 4 5 号	藤沢市公民館条例の一部改正について	3 5

報告第18号	継続費の精算報告について (令和2年度藤沢市一般会計)	37
報告第19号	継続費の精算報告について (令和2年度藤沢市下水道事業費特別会計)	43

藤沢市スポーツ都市宣言について

藤沢市は、「スポーツ都市」を次のとおり宣言する。

2021年（令和3年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

1 宣言文

藤沢市スポーツ都市宣言

～健康で豊かなスポーツライフの実現をめざして～

私たちが愛する藤沢のまちが、スポーツを楽しむ市民であふれ、生き生きとしたにぎわい豊かなまちになるよう、市民一人ひとりが多様性を尊重し、元気にスポーツをすることで、生涯にわたって健康で豊かなスポーツライフの実現をめざし、オリンピック・レガシーを未来へ繋ぐため、ここに「スポーツ都市」を宣言します。

「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」

- 1 スポーツに親しみ 元気で明るくすごします
- 1 スポーツを楽しみ 気持ちよく体を動かします
- 1 スポーツにふれあい 支えあう輪を広げます
- 1 スポーツを愛し にぎわいのある住みよいまちをつくります

2 宣言日

2021年（令和3年）10月1日

財産の取得について

災害備蓄用簡易トイレ処理袋等を次のとおり取得する。

2021年（令和3年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 取得する財産

災害備蓄用簡易トイレ処理袋	50,280セット
トイレ本体	14台
トイレ用テント	14台
チリ紙	40,000枚

2 契約の相手方

藤沢市鵜沼神明四丁目12番25号

有限会社関根商店

代表取締役 関 根 喜 貴

3 取得価格

54,175,880円

4 取得時期

2022年（令和4年）3月25日

提案理由

災害時のトイレ設備の充実を図るため、財産の取得をしたいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提出する。

参 考

藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋
(財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により，議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は，予定価格20,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売渡し（土地については，1件5,000平方メートル以上のものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売渡しとする。

<議案第34号資料1>

災害備蓄用簡易トイレ処理袋等供給契約の相手方状況調書

- 1 会社名 藤沢市鵜沼神明四丁目12番25号
有限会社関根商店
代表取締役 関 根 喜 貴
- 2 資本金 10,000千円
- 3 職員数 15人
- 4 創業 1965年(昭和40年)
- 5 主な物件供給実績
災害備蓄用調乳専用加熱キット(藤沢市発注)
2021年(令和3年)3月納入
6,919千円
災害備蓄用簡易トイレ処理袋等(藤沢市発注)
2019年(令和元年)9月納入
36,056千円

<議案第34号資料2>

災害備蓄用簡易トイレ処理袋等供給契約入札状況調書

業 者 名	入 札 金 額	摘 要
有 限 会 社 関 根 商 店	49,250,800円	落 札
株式会社河本総合防災湘南支店	49,751,600円	
有限会社フィールド藤沢支店	49,835,400円	
総合警備保障株式会社湘南支社		辞 退

予 定 価 格	49,753,600円	
---------	-------------	--

※ 当該入札金額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額です。

財産の取得について
災害備蓄用毛布を次のとおり取得する。

2021年（令和3年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

- 1 取得する財産
災害備蓄用毛布 4,550枚
- 2 契約の相手方
藤沢市立石二丁目1番10号
有限会社板垣商店
代表取締役 板垣 力
- 3 取得価格
22,322,300円
- 4 取得時期
2022年（令和4年）3月25日

提案理由

災害時、避難所生活を行う上で必要な物資の充実を図るため、財産の取得をした
いので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第
3条の規定により提出する。

<議案第35号資料1>

災害備蓄用毛布供給契約の相手方状況調書

- 1 会社名 藤沢市立石二丁目1番10号
有限会社板垣商店
代表取締役 板垣 力
- 2 資本金 5,000千円
- 3 職員数 5人
- 4 創業 1980年(昭和55年)
- 5 主な物件供給実績
ISO型 消防隊防火衣(上・下)(藤沢市発注)
2020年(令和2年)10月納入
9,200千円
災害備蓄用毛布(藤沢市発注)
2020年(令和2年)9月納入
22,264千円

<議案第35号資料2>

災害備蓄用毛布供給契約入札状況調書

業 者 名	入 札 金 額	摘 要
有 限 会 社 板 垣 商 店	20,293,000円	落 札
株式会社河本総合防災湘南支店	20,475,000円	
有 限 会 社 関 根 商 店	20,475,000円	
有限会社フィールド藤沢支店	20,930,000円	
総合警備保障株式会社湘南支社		辞 退
株 式 会 社 湘 南 ダ イ イ チ		入札書 不着

予 定 価 格	20,475,000円	
---------	-------------	--

※ 当該入札金額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額です。

工事請負契約の変更契約の締結について

藤沢聖苑北側斜面地対策工事について、次のとおり請負契約の変更契約を締結する。

2021年（令和3年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 契約の相手方

藤沢市鵜沼石上三丁目3番2号

株式会社西尾建設

代表取締役 西 尾 雄一郎

2 変更内容

契約金額

変 更 前	増 額 分	変 更 後
178,387,000円	7,249,000円	185,636,000円

提案理由

藤沢聖苑北側斜面地対策工事の内容を変更するに当たり、当該工事に係る請負契約の変更契約を締結したいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

参 考

藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋
(契約)

第2条 法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならぬ契約は、予定価格150,000,000円以上の工事又は製造の請負とする。

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2021年（令和3年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起	点	幅員 m	延長 m
		終	点		
1	鵜沼 947号線	鵜沼松が岡三丁目6810番42地先		4.5	21.9
		鵜沼松が岡三丁目6810番74地先			
2	鵜沼 948号線	鵜沼海岸一丁目6648番40地先		4.0	19.5
		鵜沼海岸一丁目6648番39地先			
3	鵜沼 949号線	鵜沼松が岡三丁目6691番4地先		4.5	25.1
		鵜沼松が岡三丁目6691番68地先			
4	鵜沼 950号線	本鵜沼二丁目2922番17地先		4.5	31.9
		本鵜沼二丁目2921番26地先			
5	村岡 588号線	藤が岡三丁目25番44地先		5.0	34.9
		藤が岡三丁目25番52地先			
6	明治 530号線	羽鳥三丁目1197番2地先		4.5	29.9
		羽鳥三丁目1196番5地先			
7	善行 655号線	立石二丁目3304番6地先		4.5	35.7
		立石二丁目3304番9地先			

8	長後	下土棚字新屋敷 4 9 4 番 1 地先	4.5	66.1
	9 3 5 号線	下土棚字新屋敷 4 8 6 番 1 3 地先		
9	御所見	用田字南原 5 1 0 番 5 地先	4.5	33.8
	1 1 4 6 号線	用田字南原 5 1 0 番 1 地先		

提案理由

鵜沼 9 4 7 号線ほか 8 路線を認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により提出する。

参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第 1 0 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

市道の廃止について

次のとおり市道の路線を廃止する。

2021年（令和3年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起 点	幅員 m	延長 m
		終 点		
1	鵜沼 260号線	鵜沼松が岡三丁目6739番2地先	3.5 ～ 4.0	25.0
		鵜沼松が岡三丁目6703番319地先		
2	辻堂 167号線	辻堂元町三丁目2880番地先	3.6 ～ 6.2	24.0
		辻堂元町三丁目2872番地先		
3	弥勒寺 1768-1 号線	弥勒寺一丁目531番3地先	1.2	15.0
		弥勒寺一丁目533番1地先		
4	城南 1468号線	城南五丁目1242番2地先	1.8	40.0
		城南五丁目714番2地先		
5	亀井野 976号線	亀井野字土橋203番地先	1.8	69.0
		亀井野字土橋200番地先		
6	亀井野 1025号線	亀井野字上屋敷1368番地先	1.8	58.0
		亀井野字上屋敷1364番地先		

提案理由

鵜沼260号線ほか5路線を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により提出する。

指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定する。

2021年（令和3年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

1 管理を行わせる公の施設の名称

藤沢駅北口路上自転車駐車場

2 指定管理者となる団体

藤沢市円行二丁目3番地の17

公益財団法人藤沢市まちづくり協会

3 指定の期間

2021年（令和3年）12月1日から2022年（令和4年）3月31日まで

提案理由

藤沢駅北口路上自転車駐車場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提出する。

参 考

地方自治法 抜粋

（公の施設の設置，管理及び廃止）

第244条の2

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

藤沢市市民センター条例の一部改正について
藤沢市市民センター条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市市民センター条例の一部を改正する条例
藤沢市市民センター条例（昭和43年藤沢市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表善行市民センターの項に次のように加える。

体育室	1,600	2,400
-----	-------	-------

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、改築した善行市民センター体育室の供用を開始することに伴い、その使用料を定める必要による。

藤沢市市税条例の一部改正について
藤沢市市税条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市市税条例の一部を改正する条例

第1条 藤沢市市税条例（平成10年藤沢市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第23条の3の見出し中「第62条」を「第64条」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「第15条第19項」を「第15条第16項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第15条第26項」を「第15条第23項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「第15条第27項第1号」を「第15条第24項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「第15条第27項第2号」を「第15条第24項第2号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「第15条第27項第3号」を「第15条第24項第3号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「第15条第28項第1号」を「第15条第25項第1号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「第15条第28項第2号」を「第15条第25項第2号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「第15条第30項第1号」を「第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「第15条第30項第2号」を「第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第15条第30項第3号」を「第15条第27項第3号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「第15条第34項」を「第15条第30項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「第15条第38項」を「第15条第34項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第

15条第39項」を「第15条第35項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項を削り、同条第18項を同条第16項とし、同条第19項中「第62条」を「第64条」に改め、同項を同条第17項とする。

第32条第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。
附則第24項を次のように改める。

(令和4年度分及び令和5年度分の軽自動車税の種別割の税率の特例)

24 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第33条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合においては令和4年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初めて同指定を受けた場合においては令和5年度分の軽自動車税に限り、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車
第33条第2号イ中「3,900円」とあるのは「1,000円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「1,800円」と、同号エ中「10,800円」とあるのは「2,700円」と、同号オ中「3,800円」とあるのは「1,000円」と、同号カ中「5,000円」とあるのは「1,300円」とする。

(2) 法附則第30条第7項に規定する3輪以上の軽自動車 第33条第2号イ中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「3,500円」と、同号エ中「10,800円」とあるのは「5,400円」と、同号オ中「3,800円」とあるのは「1,900円」と、同号カ中「5,000円」とあるのは「2,500円」とする。

(3) 法附則第30条第8項に規定する3輪以上の軽自動車 第33条第2号イ中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「5,200円」と、同号エ中「10,800円」とあるのは「8,100円」と、同号オ中「3,800円」とあるのは「2,900円」と、同号カ中「5,000円」とあるのは「3,800円」とする。

第2条 藤沢市市税条例の一部を次のように改正する。

第23条の3中第17項を第18項とし、第16項を第17項とし、第15項

の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第46項の条例で定める割合は、6分の1とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日から施行する。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の藤沢市市税条例第23条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和3年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、地方税法の一部が改正されたことを受けて、浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定めるとともに、軽自動車税の種別割に係る特例の見直し等に伴い、所要の改正をする必要による。

藤沢市高齢者，障がい者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正について

藤沢市高齢者，障がい者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市高齢者，障がい者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤沢市高齢者，障がい者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年藤沢市条例第22号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第1章 総則（第1条—第2条の2）

第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造（第3条—第10条）

第3章 立体横断施設の構造（第11条—第16条）

第4章 乗合自動車停留所の構造（第17条・第18条）

第5章 路面電車停留場等の構造（第19条—第21条）

第6章 自動車駐車場の構造（第22条—第32条）

第7章 旅客特定車両停留施設の構造（第33条—第43条）

第8章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第44条—第48条）

本則中「車いす」を「車椅子」に改める。

第2条第1号中「自転車歩行者道」の次に「，自転車歩行者専用道路，歩行者専用道路」を，「自動車駐車場」の次に「若しくは旅客特定車両停留施設」を，「幅員」の次に「又は藤沢市道構造条例第46条に規定する歩行者の滞留の用に供する

部分の幅員」を加え、第1章中同条の次に次の1条を加える。

(災害等の場合の適用除外)

第2条の2 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この条例の規定によらないことができる。

「第2章 歩道等」を「第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に改める。

第3条中「設ける道路」の次に「、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」を加える。

第4条第1項中「第12条第3項」を「第13条第3項」に改め、同条第2項中「第11条第2項」を「第12条第2項」に改め、同条第3項中「又は」を「若しくは」に改め、「(以下「歩道等」という。)」の次に「又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路(以下「自転車歩行者専用道路等」という。)」を、「当該歩道等」の次に、「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、藤沢市道構造条例第44条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、藤沢市道構造条例第45条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

第5条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第6条第1項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項中「除く。)」の次に「又は自転車歩行者専用道路等の」を加え、同条第3項及び第4項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

「第3章 立体横断施設」を「第3章 立体横断施設の構造」に改める。

第12条第2号中「装置」を「設備」に改め、同条第5号中「はめ込まれていること」の次に「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていること」を加え、「籠外から籠内が」を「籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同条第8号、第9号及び第13号中「装置」を「設備」に改める。

第13条中「以下同じ。」を「以下この条において同じ。」に改める。

「第4章 乗合自動車停留所」を「第4章 乗合自動車停留所の構造」に改める。

「第5章 路面電車停留所等」を「第5章 路面電車停留所等の構造」に改める。

「第6章 自動車駐車場」を「第6章 自動車駐車場の構造」に改める。

第37条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項中「及び自動車駐車場」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に、「路面の」を「路面又は床面の」に改め、同条を第48条とする。

第36条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条に次の2項を加える。

2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障がい者等の休憩の用に供する設備を1以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

3 前項の施設に優先席（主として、高齢者、障がい者等の優先的な利用のため設けられる座席をいう。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

第36条を第47条とし、第35条を第46条とする。

第34条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、「及び自動車駐車場」を「並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定により視覚障がい者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第12条第11号の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第6項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第42条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障がい者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障がい者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設するものとする。

第34条を第45条とする。

第33条に次の4項を加える。

3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券

等販売所，待合所，案内所若しくは休憩設備（第5項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には，これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

- 4 前項の案内標識は，日本産業規格Z8210に適合するものでなければならない。
- 5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には，移動等円滑化のための主要な設備（第33条第3項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては，同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし，移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は，この限りでない。
- 6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に，旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音，点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備を設けるものとする。

第33条を第44条とする。

第7章を第8章とする。

第6章の次に次の1章を加える。

第7章 旅客特定車両停留施設の構造 (通路)

第33条 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第1条第1号から第3号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であつて，旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち，乗降場ごとに1以上の通路は，次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅員は，1.4メートル以上とすること。ただし，構造上の理由によりやむを得ない場合においては，通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし，かつ，50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で，有効幅員を1.2メートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は，当該戸は，次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、斜路を設ける場合においては、この限りでない。

2 前項の1以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であつて車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。

3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第35条に規定する基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（第36条に規定する基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障がい者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 段差を設ける場合は、当該段差は次に定める構造とすること。

ア 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとする。

イ 段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造とすること。

(出入口)

第34条 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とす

るものとする。

(1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(エレベーター)

第35条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) 籠の内法幅^{のり}は1.4メートル以上とし、内法奥行き^{のり}は1.35メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、この限りでない。

(2) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第1号ただし書の構造のエレベーターにあつては、この限りでない。

2 第12条第5号から第13号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅^{のり}及び内法奥行き^{のり}は、旅客特定車両停留施設の高齢者、障がい者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

(傾斜路)

第36条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由

によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(1) 有効幅員は1.2メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合においては、90センチメートル以上とすることができる。

(2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合は、12パーセント以下とすることができる。

(3) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

3 第13条第3号から第5号まで、第7号、第8号及び第10号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

(エスカレーター)

第37条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。ただし、第3号及び第4号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

(1) 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。

(2) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。

(3) 踏み段の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(4) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

2 第14条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

(階段)

第38条 第16条第2号から第8号まで、第10号及び第11号の規定は、移動

等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

(乗降場)

第39条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- (2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。
- (4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のに供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障がい者誘導用ブロックその他の視覚障がい者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。
- (5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

(運行情報提供設備)

第40条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(便所)

第41条 第30条から第32条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、第31条第1項第1号中「第25条に規定する通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」と、「同条各号」とあるのは「第25条各号」と読み替えるものとする。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第42条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第33条第1項各号に掲げる基準に適合するものであること。

(2) 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とするものとする。

(ア)有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ)高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(3) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造であること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障がい者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

（券売機）

第43条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の一部が改正され、旅客特定車両停留施設の構造の基準が定められるとともに、基準の対象に自転車歩行者専用道路と歩行者専用道路が追加されたこと等に伴い、規定の整備をする必要による。

藤沢市市営住宅条例の一部改正について
藤沢市市営住宅条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）9月1日

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市市営住宅条例の一部を改正する条例
藤沢市市営住宅条例（平成9年藤沢市条例第9号）の一部を次のように改正する。
別表第1唐池住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、老朽化した唐池住宅の供用を廃止する必要による。

藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年藤沢市条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中 「 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条) 」
を 「 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条) 」
第4章 雑則 (第53条) 」
に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「以下この号」の次に「及び第4項第1号」を加える。

第3章の次に次の1章を加える。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うこと

が規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該特定教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記載事項を記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記載された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、この条例の規定による書面等の交付又は提出を、第2項に規定する電磁的方法による記載事項の提供によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第4項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「書面等の交付又は提出を、第2項に規定する電磁的方法による記載事項の提供」とあるのは「書面等による同意の取得を電磁的方法」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。

藤沢市公民館条例の一部改正について
藤沢市公民館条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市公民館条例の一部を改正する条例
藤沢市公民館条例（昭和34年藤沢市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表藤沢市立善行公民館の項に次のように加える。

体育室	1,000	1,500
-----	-------	-------

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、改築した藤沢市立善行公民館体育室の供用を開始することに伴い、その使用料を定める必要による。

継続費の精算報告について

令和2年度をもって継続年度が終了した藤沢市一般会計継続費の精算について、別紙のとおり報告する。

2021年（令和3年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

報告理由

令和2年度の継続費に係る事業について、継続年度が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告する。

参 考

地方自治法施行令 抜粋
(継続費)

第145条

- 2 普通地方公共団体の長は、継続費に係る継続年度（継続費に係る歳出予算の金額のうち法第220条第3項ただし書の規定により翌年度に繰り越したものがあ
る場合には、その繰り越された年度）が終了したときは、継続費精算報告書を調
製し、地方自治法第233条第5項の書類の提出と併せてこれを議会に報告しな
ければならない。

令和2年度藤沢市一般

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 支出済額	
				年割額	左の財源内訳				
					特定財源				一般財源
					国県支出金	地方債	その他		
2 総務費	1 総務管理費	善行市民センター改築事業 (善行市民センター改築に伴う 工事請負費)	30	189,371,000		142,000,000	47,371,000	75,748,400	
			元	1,099,966,000		824,900,000	275,066,000	1,209,426,284	
			2	81,000,000		60,700,000	20,300,000	85,161,716	
			計	1,370,337,000		1,027,600,000	342,737,000	1,370,336,400	
2 総務費	1 総務管理費	善行市民センター改築事業 (善行市民センター改築に伴う 工事監理委託費)	30	3,030,000		2,200,000	830,000		
			元	18,761,000		14,000,000	4,761,000	21,791,000	
			2	1,516,000		1,100,000	416,000	1,515,400	
			計	23,307,000		17,300,000	6,007,000	23,306,400	
5 衛生費	2 清掃費	環境事業センター整備事業 (環境事業センター改築に伴う 基本・実施設計委託費)	元	11,983,000			11,983,000		
			2	27,961,000		20,900,000	7,061,000	39,943,200	
			計	39,944,000		20,900,000	7,061,000	11,983,000	39,943,200
9 土木費	2 道路橋りょう費	市道新設改良事業 (藤沢394号線外 1路線道路改良に伴う 工事請負費)	元	15,290,000	6,800,000	7,600,000	890,000	8,490,000	
			2	37,510,000	17,800,000	17,700,000	2,010,000	44,310,000	
			計	52,800,000	24,600,000	25,300,000	2,900,000	52,800,000	
9 土木費	2 道路橋りょう費	市道新設改良事業 (六会554号線道 路改良に伴う工 事請負費)	元	51,064,000	17,880,000	29,700,000	3,484,000	43,900,000	
			2	5,700,000		5,100,000	600,000	12,560,948	
			計	56,764,000	17,880,000	34,800,000	4,084,000	56,460,948	
9 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう架替事業 (蓼川橋りょう 架替(左岸護岸 工)に伴う工 事請負費)	元	51,840,000	51,840,000			51,839,644	
			2	66,225,000	66,225,000			63,776,956	
			計	118,065,000	118,065,000			115,616,600	
9 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう架替事業 (蓼川橋りょう 架替(鋼上部製 作架設工)に伴 う工事請負費)	元	5,552,000	4,526,000		1,026,000	1,899,000	
			2	71,085,000	57,950,000		13,135,000	65,861,000	
			計	76,637,000	62,476,000		14,161,000	67,760,000	
9 土木費	3 河川費	一色川改修事業 (稲荷山橋架替 (左岸下部工・ 護岸工)に伴う 工事請負費)	元	74,891,000		67,400,000	7,491,000	56,100,000	
			2	12,000,000		10,600,000	1,400,000	30,403,852	
			計	86,891,000		78,000,000	8,891,000	86,503,852	

会計継続費精算報告書

(単位 円)

績				比					較			
左の財源内訳				年割額 と支出済 額の差	左の財源内訳							
特定財源			一般財源		特定財源						一般財源	
国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	国県支出金	地方債	その他		
	56,800,000	18,948,400		△ 113,622,600		△ 85,200,000	△ 28,422,600					
	907,000,000	302,426,284		109,460,284		82,100,000	27,360,284					
	63,800,000	21,361,716		4,161,716		3,100,000	1,061,716					
	1,027,600,000	342,736,400		△ 600		0	△ 600					
				△ 3,030,000		△ 2,200,000	△ 830,000					
	16,200,000	5,591,000		3,030,000		2,200,000	830,000					
	1,100,000	415,400		△ 600		0	△ 600					
	17,300,000	6,006,400		△ 600		0	△ 600					
				△ 11,983,000								△ 11,983,000
	20,800,000	7,052,000	12,091,200	11,982,200		△ 100,000	△ 9,000					12,091,200
	20,800,000	7,052,000	12,091,200	△ 800		△ 100,000	△ 9,000					108,200
	7,600,000		890,000	△ 6,800,000	△ 6,800,000	0						0
24,600,000	17,700,000		2,010,000	6,800,000	6,800,000	0						0
24,600,000	25,300,000		2,900,000	0	0	0						0
16,080,000	24,900,000		2,920,000	△ 7,164,000	△ 1,800,000	△ 4,800,000						△ 564,000
1,800,000	9,600,000		1,160,948	6,860,948	1,800,000	4,500,000						560,948
17,880,000	34,500,000		4,080,948	△ 303,052	0	△ 300,000						△ 3,052
51,839,644				△ 356	△ 356							
63,776,956				△ 2,448,044	△ 2,448,044							
115,616,600				△ 2,448,400	△ 2,448,400							
			1,899,000	△ 3,653,000	△ 4,526,000							873,000
55,239,130			10,621,870	△ 5,224,000	△ 2,710,870							△ 2,513,130
55,239,130			12,520,870	△ 8,877,000	△ 7,236,870							△ 1,640,130
	50,400,000		5,700,000	△ 18,791,000		△ 17,000,000						△ 1,791,000
	27,400,000		3,003,852	18,403,852		16,800,000						1,603,852
	77,800,000		8,703,852	△ 387,148		△ 200,000						△ 187,148

款	項	事業名	年 度	全 体 計 画				実 支出済額	
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一 般 財 源
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
9 土 木 費	4 都 市 計 画 費	藤沢駅周辺地区 再整備事業 (藤沢駅自由通 路拡幅整備基本 設計に伴う負担 金)	30	46,585,000				46,585,000	
			元	7,590,000				7,590,000	17,849,548
			2	15,703,000				15,703,000	45,224,496
			計	69,878,000				69,878,000	63,074,044
9 土 木 費	4 都 市 計 画 費	藤沢駅周辺地区 再整備事業 (藤沢駅北口交 通広場再整備に 伴う工事請負 費)	元	327,783,000	22,070,000	233,200,000		72,513,000	114,394,896
			2	87,007,000	20,930,000	40,400,000	16,780,000	8,897,000	300,394,204
			計	414,790,000	43,000,000	273,600,000	16,780,000	81,410,000	414,789,100
9 土 木 費	4 都 市 計 画 費	江の島地区周辺 整備事業 (片瀬江ノ島駅 前通り線の交通 空間整備に伴う 工事請負費)	元	25,000,000		18,600,000		6,400,000	24,827,000
			2	23,823,000		17,800,000		6,023,000	23,822,700
			計	48,823,000		36,400,000		12,423,000	48,649,700

績				比 較					
左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源	
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
				△ 46,585,000				△ 46,585,000	
			17,849,548	10,259,548				10,259,548	
			45,224,496	29,521,496				29,521,496	
			63,074,044	△ 6,803,956				△ 6,803,956	
	85,700,000		28,694,896	△ 213,388,104	△ 22,070,000	△ 147,500,000		△ 43,818,104	
54,080,000	179,500,000	18,210,360	48,603,844	213,387,204	33,150,000	139,100,000	1,430,360	39,706,844	
54,080,000	265,200,000	18,210,360	77,298,740	△ 900	11,080,000	△ 8,400,000	1,430,360	△ 4,111,260	
	18,600,000		6,227,000	△ 173,000		0		△ 173,000	
	17,800,000		6,022,700	△ 300		0		△ 300	
	36,400,000		12,249,700	△ 173,300		0		△ 173,300	

継続費の精算報告について

令和2年度をもって継続年度が終了した藤沢市下水道事業費特別会計継続費の精算について、別紙のとおり報告する。

2021年（令和3年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

報告理由

令和2年度の継続費に係る下水道事業について、継続年度が終了したので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により報告する。

参 考

地方公営企業法施行令 抜粋
(継続費)

第18条の2

- 2 管理者は、継続費に係る継続年度（継続費に係る支出予算の金額のうち法第26条第1項又は第2項の規定により繰り越したものがあつた場合には、その繰り越された年度）が終了した場合には、継続費精算報告書を作成し、法第30条第1項の書類と併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない。この場合において、地方公共団体の長は、法第30条第6項の書類の提出と併せて、これを議会に報告しなければならない。

令和2年度藤沢市下水道事業費

款	項	事業名	年度	全体計画					実 支払義務 発生額
				年割額	左の財源内訳				
					特定財源			損益勘定 留保資金 等	
					国県支出金	地方債	その他		
1 下水道 事業資 本的支 出	1 建設改 良費	南部処理区管渠建設 事業 (辻堂南部放流管 (合流式改善) 築造 工事)	30	170,640,000	60,000,000	110,600,000		40,000	170,640,000
			元	690,000,000	246,000,000	444,000,000			690,000,000
			2	12,947,000		12,900,000		47,000	12,946,600
			計	873,587,000	306,000,000	567,500,000		87,000	873,586,600
	南部処理区管渠建設 事業 (江の島東ポンプ場 圧送管(三次)改修 工事)	元	20,000,000		20,000,000			13,974,400	
		2	137,852,000		137,800,000		52,000	137,852,000	
		計	157,852,000		157,800,000		52,000	151,826,400	
	大清水浄化センター 建設事業 (大清水浄化セン ター水処理第1系列 最初沈殿池改築工 事)	元	63,620,000	34,991,000	28,600,000		29,000	63,620,000	
		2	84,420,000	32,615,000	51,700,000		105,000	71,020,000	
		計	148,040,000	67,606,000	80,300,000		134,000	134,640,000	
	大清水浄化センター 建設事業 (大清水浄化セン ター送風機棟受変電 設備他改築工事)	元	91,360,000	50,248,000	41,100,000		12,000	91,360,000	
		2	119,940,000	52,635,000	67,200,000		105,000	109,940,000	
		計	211,300,000	102,883,000	108,300,000		117,000	201,300,000	

特別会計継続費精算報告書

(単位 円)

績				比較				
左の財源内訳				年割額と支払義務発生額の差	左の財源内訳			
特定財源			損益勘定留保資金等		特定財源			損益勘定留保資金等
国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
60,000,000	110,600,000		40,000	0	0	0	0	
246,000,000	444,000,000			0	0	0		
	12,900,000		46,600	△ 400		0	△ 400	
306,000,000	567,500,000		86,600	△ 400	0	0	△ 400	
	13,900,000		74,400	△ 6,025,600		△ 6,100,000	74,400	
	137,800,000		52,000	0		0	0	
	151,700,000		126,400	△ 6,025,600		△ 6,100,000	74,400	
34,991,000	28,600,000		29,000	0	0	0	0	
32,615,000	38,300,000		105,000	△ 13,400,000	0	△ 13,400,000	0	
67,606,000	66,900,000		134,000	△ 13,400,000	0	△ 13,400,000	0	
50,248,000	41,100,000		12,000	0	0	0	0	
52,635,000	57,200,000		105,000	△ 10,000,000	0	△ 10,000,000	0	
102,883,000	98,300,000		117,000	△ 10,000,000	0	△ 10,000,000	0	